

姫路藩国産木綿問屋奈良屋の襖下張文書について

三 浦 俊 明

I はじめに

私は前に近世後期における姫路藩国産木綿問屋奈良屋権兵衛が出羽国村山郡大石田の二藤部家に向けて発信した商用書簡や仕切書類を検討することによって、播州古手類の販売内容、その輸送方法および為替銀による代銀決済方法等について考察した¹⁾。その結果、近世における庶民の主要な衣料品であったと思われる古手類が播州姫路から羽州酒田を経由して大石田地方へ流入するという遠隔地間取引の実態を究明した。しかしながらその際に触れた京都の紅花問屋を介しての為替による代銀決済方法については肝心の奈良屋と大坂の両替商との具体的な関係は不明瞭であったし、酒田の廻船問屋との関係、または遠隔地商人による古手の注文方法、さらには奈良屋による古手類の集荷組織等についても具体性を欠いていた²⁾。幸い最近、奈良屋宛に発信された古手類販売にともなう書簡類等を主とした奈良屋関係文書が襖の下張文書としてまとまって発見された³⁾。この文書は、上に述べた遠隔地間取引の実態を究明した際に利用した二藤部家文書（山形大学附属図書館所蔵）が姫路の奈良屋から出羽の二

- 1) 拙稿「近世後期における播州古手類の流通形態」（森 泰博編『物流史の研究』御茶の水書房、1995年、所収。後に拙著『譜代藩城下町姫路の研究』清文堂、1997年に収録）。
- 2) 集荷組織への関心が薄かった点については、前掲の拙著に対する松本四郎氏の書評（『日本史研究』445号）でも指摘されている。
- 3) 兵庫県神崎郡福崎町の平岡家家蔵文書。竹下喜久男先生のご教示による。なおこの襖下張文書は姫路市市史編集室が調査したものを利用させていただいた。

藤部家宛に発信されたものであるのに対して、京都の紅花問屋や遠隔地の商人、大坂の諸国問屋さらには姫路藩領内の古手仲買商人達から奈良屋宛に発せられたものである。この中には上記の不十分な面を補うのに有効な文書も含まれている。そこで小稿では、その中から主として個々の商人と奈良屋との関係を示す文書の紹介に重点を置きながら遠隔地間商取引の具体像に接近してみることにする。

II 奈良屋権兵衛関係史料

この節では近世後期における京都の有力な紅花問屋であった最上屋喜八⁴⁾、出羽国酒田の海船・川船廻船問屋津国屋多助・多兵衛⁵⁾、遠隔地商人の越前屋吉左衛門・吉郎次、大坂の出羽問屋伊勢屋七之助等が姫路の奈良屋権兵衛に宛てた商用書簡、古手注文書と運賃仕切書等を史料1～同6として紹介する。

次の史料1・2は最上屋喜八が奈良屋権兵衛・文兵衛に宛てた商用書簡である。

史料1

追啓上仕候、旧冬御都合能御取仕舞可被遊珍重奉存候、当方相応ニ取仕舞大慶仕候、誠ニ先達而者岩屋（倉カ）太兵衛殿古手注文之義御頼申上候処、御承知被下候由被仰下忝奉存候、早速御礼可申上候処、彼是取置失礼之段御用捨可被下候、猶品話之義者近々可申参候間、左様ニ思召可被下候、猶其砌千百物御頼可申上候、先者右御礼申上度如斯ニ御座候、以上

正月拾日

最上屋喜八

奈良屋権兵衛 様

文兵衛 様

人々御中

史料2

4) 今田信一『最上紅花史の研究』（井場書店、1972年）3・4章。また沢田章『近世紅花問屋の研究』（大学堂書店、1969）144ページには「富小路御池下ル丁 最上屋喜八」とある。

5) 工藤定雄「近世中期湊町商人の一研究」（『山形大学紀要』5卷4号）参照。

姫路藩国産木綿問屋奈良屋の襖下張文書について

3

一筆啓上仕候、追日暖氣ニ罷成候所益御勇健ニ可被遊御座珍重之御儀ニ奉存候、当方無事罷在申候、乍憚御休意思召可被下候

一、因印古手之義も追々御積入可被下と奉存候、右代金之内金百両此度大源殿へ向ヶ差下し申候、御受取可被下候、尤残金五月前御渡し可申候間、左様ニ思召可被下候、夫迄ニ御次手茂御座候ハ、銀高之所御積リ被仰付可被下候、先者右之段申上度如斯ニ御座候、恐惶謹言

四月朔日

最上屋喜八

奈良屋権兵衛 様

文兵衛 様

人々御中

史料1・2共に京都紅花問屋の最上屋喜八が姫路の奈良屋権兵衛・文兵衛宛に発信した古手取引に関する書簡である。

史料1の大意は、最上屋喜八が岩屋太兵衛の古手注文を奈良屋に頼んだところ早速御承知下さるとのご返事をいただき恐縮している。なお古手の種類等については後日参上したうえで申し上げるが、その際にできるだけ数多くの品物をお頼みする、となろう。ここで注目すべき点は最上屋が岩屋の古手注文を奈良屋に取次いでいることである。この場合、岩屋太兵衛がどこの誰なのかが問題なのであるが、残念ながらこの文書だけでは確認できない。ただ紅花流通に関する研究によれば出羽国山形の城下町に岩倉太兵衛という紅花商人が存在していたことが判明している⁶⁾。岩屋と岩倉を安易に結びつけるのは避けるべきなのかもしれないが、仮に同一人物であるならば、京都の紅花問屋と山形の紅花商人との間に紅花取引があり、その信用を前提として、山形の紅花商人は京都の紅花問屋を介して姫路の奈良屋から古手を購入していたことになる。この仮定が許されるならば、上記の史料は、播州古手が姫路の城下町商人から京都の中央都市問屋を介して山形の城下町商人へという流通機構に乗って流通していたことを示すものとなる。

6) 注4で示した今田信一、前掲書227ページ。梅津保一「近世後期における東北・関東の紅花流通の一考察」(山形歴史学会『歴史の研究』11) 中の7表参照。

次いで史料2の大意は、因印古手も次々と船積みしてくれたことと思う。この代金の内、金100両をこのたび大源殿（大坂の両替商、大黒屋源兵衛）⁷⁾へ差し下したので受け取ってほしい。残金は5月に入る前に渡するつもりなので、それまでに序があれば、時の銀相場に基づいて金高を銀高に換算し、残金分を銀高に換算して知らせてほしいとなる。これは京都紅花問屋最上屋の依頼によって、姫路の奈良屋が因印古手を何れか（おそらく東北地方）へ販売したために、古手の購入者が最上屋の指示に従って代金100両を大坂の両替商大源へ為替で振り込んだことを意味している。当時大坂を中心とする関西地方では主貨幣が銀であったために⁸⁾、金は両替商において時の相場に従って銀に換算する必要があった。この結果、残金はおそらく最上屋から奈良屋へ銀高で支払われることになったものと思われる。このようにこの史料は商品取引に伴う代金決済が大坂の両替商を介して行われていたことを示すものとして注目してよい。

以上の二点の史料は、播州古手の販売ルートと代金決済方法を具体的に示している。それによれば当時（史料は書簡が多いため年代の確定が困難である。しかし前に拙著で考察した奈良屋と二藤部家との取引事例から判断すれば、文化・文政期前後と推測される）の奈良屋権兵衛は京都・大坂といった中央都市問屋ないしは両替商を媒介として遠隔地である山形の商人との間で積極的に古手取引を行っていたとみなすことができる。

次の史料3は播州古手の輸送ルートを具体的に示したものである。

史料3（前欠）

一、揃荷外御積出し坂越両艘無事着、御送り状之通無相違請取申候、当年大木印御向被成下千万忝仕合ニ奉存候、外ニ相替義無御座候得とも御出帆ニ当御知
旁申上度如此ニ御座候、猶期重便之時候、恐惶謹言

五月晦日

津国屋多助

7) 奈良屋権兵衛・彦兵衛・作兵衛が10月14日付けで二藤部兵右衛門宛てた書簡（二藤部家文書）の中に「大坂大源方へ御渡し可被下候段被仰下候」とあり、大源は大坂の両替商であることが推測できる。文政11年（1828）正月改の「大阪両替屋所附」（『大阪商業史料集成』6輯）には「嶋町弐丁目、十人、大黒屋源兵衛」とある。

8) 作道洋太郎『近世日本貨幣史』（弘文堂、1958年）93ページ。

姫路藩国産木綿問屋奈良屋の襖下張文書について

5

同 多兵衛 ㊞ (印文, 津国屋庄内)

奈良屋権兵衛 様

酒田)

文兵衛 様

これは姫路の奈良屋権兵衛・文兵衛が、播州坂越の廻船を用いて「大木印」(おそらく古手)を出羽国酒田の廻船問屋津国屋多助・多兵衛宛に送ったことに対する津国屋の札状である。坂越廻船や津国屋については前に説明したので⁹⁾、ここでは割愛する。この史料で注目すべき点は、坂越船両艘が無事に酒田に到着し、奈良屋が発信した送り状の通り間違いなく荷物を受け取ったという受取り状を津国屋が奈良屋に出していることである。当時、商品を海運に頼る場合、海難事故に備えるためか、商品の積み出し後の送り状、その受取り後の受取り状を必ず飛脚便で交換していたことがわかる。すなわち上記の史料は、海運と飛脚便の併用によって商品流通が完結することを端的に示すものといえる。

次の史料4は、越前屋吉左衛門・吉郎次が奈良屋権兵衛に宛てた古手の注文書である。

史料4 団 因 古手注文

一、女合羽	弐束	一、大極上綿入	壹束
一、小ツメ	壹束	一、下衿	四束
一、下綿入	弐束	一、中道服	壹束
一、上無色綿入	壹束		

メ 弐固 (原文は一段横並び)

右之通近状乍御面倒御造合被下度御頼申上候、尤札懸之義同様ニ御座候間、左様思召可被下候、以上

午四月吉日

越前屋吉左衛門

奈良屋権兵衛 様

吉郎次 ㊞

この史料によれば越前屋が、女合羽をはじめとする様々な古手12束を2固に梱包したものを奈良屋に注文したものである。越前屋の所在地は不明だが、梱

9) 注1に記した拙著9章。

包しているところをみると、海運に頼らねばならない遠隔地と推測される。文中の「札懸」とは、姫路藩藩札価の下落に伴う引銀の掛率のことであり、前述した二藤部家との取引の場合は藩札高銀の「3双掛」（3分の2掛）ないしは「5双掛」（5分の2掛）の場合が多かった¹⁰⁾。ここでは「同様」とあるだけで具体的な掛率は不明であるが、二藤部家の場合と大差はないものとみてよかろう。遠隔地商人からの古手の注文書として珍しいものである。

次の史料5・6は大坂諸国問屋の内の出羽問屋である伊勢屋七之助が姫路の奈良屋権兵衛宛てに発信した書簡と運賃仕切書である。

史料5 (前次)

右之通昨日角屋藤右衛門様へ積送り申候間、御地着之節御受取、酒田へ向御下
し可被下候様御願申上候

一、※印御状当（到）着仕候間、御届ケ申上候、御入手可被下候、先ハ右之段
申上度如此御座候、猶期重便之時候、恐々謹言

伊勢屋七之助 ㊞ (印文、又 大

四月三日

坂嶋町、金銀不用)¹¹⁾

奈良屋権兵衛 様

この大意は、昨日、奈良屋の依頼により伊勢屋が出羽国の角屋藤右衛門¹²⁾へ宛てに商品（大坂古手力）¹³⁾を積み送ったので、御地（室津ないしは飾万津カ）へ到着次第、それを取り次ぎ、酒田へ廻送してほしい。また「※印御状」（※印の書簡とも読めるが、「御入手可被下」とわざわざ断っていることから、多分、為替手形のことであろう）を届けるので受け取ってほしいとなる。これは奈良屋の注文によって大坂の出羽問屋が商品（大坂古手）を出羽国へ向けて廻

10) 注1に記した拙著9章。

11) 『校本難波丸綱目』（中尾松泉堂書店、1977年）所収の安永版第三冊、出羽問屋の中に「同（嶋丁）伊セ屋七之介」とあり、介の文字が異なっているが、所在地も嶋丁であることから同じ家とみてよかろう。

12) 角屋藤右衛門の所在は確認できないが、文中に「酒田へ向御下し」とあることから出羽国内の商人ではないかと判断した。

13) 酒田の廻船問屋津国屋多助は、大坂の紅花問屋近江屋安次郎から「大坂古手」を引き受けて、それを大石田の二藤部家へ廻していた事実がある（注1に記した拙著9章参照）。

送したことと同時に、為替手形が大坂の出羽問屋宛に送付されていることを示している。これらの事実からこの史料は、当時の大坂が中央市場としての機能を果たしていたことを示すものとして注目してよかろう。次に史料6についてみよう

史料6 運賃仕切

一、四拾匁 • 古手八固、江戸廻り運賃

一、貳匁五分 右八固浜上、蔵入蔵出

メ四拾貳匁五分

右之通ニ御座候、以上

巳十二月十一日

伊勢屋七之助 ㊞ (印文は史料5と

奈良屋権兵衛様

同じ)

この史料の解釈は難解だが、近世後期になると山形地方の紅花が陸上輸送によって江戸にもたらされたという事実¹⁴⁾を勘案しながら、一応次のように理解する。まず奈良屋が古手8固を出羽国地方へ販売するために大坂の出羽問屋にそれを依頼した。出羽問屋は大坂で調達した大坂古手を廻船によって江戸へ廻送した。そこから出羽迄は舟運と駄送によった。その結果、出羽問屋伊勢屋七之助は大坂から江戸迄の運賃銀40匁と、大坂での浜仲仕賃銀と蔵仲仕賃銀2.5匁、合計銀42.5匁を奈良屋に請求したのである。つまりこの史料は、姫路の奈良屋が古手8固を大坂の出羽問屋を通して江戸経由で出羽地方へ販売したことを見ているのである。

以上、この節では、京都の紅花問屋、出羽酒田の廻船問屋、所在地不明の遠隔地商人と大坂の諸国問屋等から姫路の奈良屋権兵衛に宛てた商用書簡、古手の注文書、同運賃仕切書を紹介した。その結果、古手の注文内容、廻送の運賃、

14) 文化期ごろから山形と江戸間の陸上輸送は急に発達したという。それは江戸の定飛脚問屋嶋屋佐右衛門が山形の横町にその出店を設けたのを契機としている。山形から下野国安久津迄を駄送し、そこから鬼怒川・利根川・江戸川を下って江戸に入るというコースをとった。山形の紅花問屋佐藤利兵衛は京都の紅花問屋最上屋喜八との紅花取引において江戸迄は陸送、そこから大坂迄は海運によった(注4で示した今田信一、前掲書4章3節)。以上は山形から上方への紅花の輸送方法であるが、古手の場合はこの逆の輸送経路がとられたとみてよかろう。

古手の送り状や受取状を陸送する飛脚の役割や江戸を経由した出羽地方への古手販売の事実等を知ることができた。この結果、近世後期(文化・文政期前後)の段階においても姫路の城下町から京都・大坂・江戸の3都を経由して、さらにそこから出羽山形の城下町への古手流通の実態が、代金決済方法を含めてより具体的に理解できるようになった。そこで次節では奈良屋によるこうした古手の集荷に関する史料を紹介する。

III 奈良屋源次郎関係史料

次の史料7～9の内、7は古手屋長蔵が奈良屋源次郎に宛てた古手販売代銀の受取状である。8・9は角屋甚大夫と古手屋庄右衛門の古手販売代銀の請求書の控と思われる。8が奈良屋源次郎一人に宛てているのに対して、9は同人と彦兵衛の両名宛てになっている。

史料7 覚

一、銀三百四拾五匁

右之通慥ニ受取申候、以上

酉極月大晦日 古手屋長蔵 ㊞ (印文、□長播姫)

奈良屋源次郎様

史料8 六はん 覚

一、壱貫五百目 古手式百廿枚

一、六百目 同六拾四枚

計貳貫百目

右之通御座候、以上

角屋甚大夫

三月九日

奈良屋源次郎様 (原文は一段横並び)

史料9 十ばん 覚

一、生正味銀、壱貫四百三拾目 古手百五十 同十七枚 同廿八枚

メ百九十五

一、同 五百八拾五匁 古手四十六枚

メ貳貫拾五匁 かす (数) メ貳百四十一

戌四月十七日

古手屋庄右衛門

奈良屋源次郎 様・同彦兵衛 様 (原文は一段横並び)

以上の史料7～9の宛名となっている奈良屋源次郎や彦兵衛と、前節で取り上げた奈良屋権兵衛との関係は奈良屋権兵衛家の系図¹⁵⁾をみる限りでは不明である。しかし山形大学附属図書館所蔵の二藤部家文書中にある奈良屋権兵衛書簡¹⁶⁾では、奈良屋権兵衛と彦兵衛はしばしば連名で発信している。

のことから奈良屋権兵衛と奈良屋源次郎・同彦兵衛は同苗であったと考えられる。なぜ権兵衛・彦兵衛と源次郎・彦兵衛という異なった組み合わせがみられるのか。あるいはこれは奈良屋権兵衛の古手販売と、後述する奈良屋源次郎の古手集荷というようになんらかの分業体制の表現なのかもしれない。しかし下記の第1表によると奈良屋権兵衛と同彦兵衛も単独で小袖や古手他を購入し

第1表 古手の集荷状況

番号	12支	月 日	差出人(販売者)	宛 名(購入者)	銀質	銀高	品目	数量	単価
5	戌	3・27	べにや源七	奈良屋源次郎		1330	古手	194	6.85
6		3・9	角屋甚大夫	奈良屋源次郎		2100	古手	284枚	7.39
	戌	3・14	角屋甚大夫			690	古手	95	7.26
10	戌	4・17	古手屋庄右衛門	奈良屋源次郎・彦兵衛	生正味銀	2015	古手	241枚	8.36
	寅	5・26	古手屋庄右衛門	奈良屋権兵衛	木正味	128.9	小袖	35	3.68
8	戌	3・30	古手屋庄右衛門	奈良屋源次郎・彦兵衛	生正味銀	1700	古手	242枚	7.02
5	戌	2・28	古手屋庄右衛門	奈良屋源次郎	本正味銀	720	古手	127	5.66
	酉	12・31	古手屋長藏	奈良屋源次郎		345			
	戌	4・12	古手屋長兵衛	奈良屋源次郎		1876	古手	225	8.33
		5・27	古手屋半兵衛	奈良屋権兵衛	生正味	48	小袖	12	4.00
		2・27	庄八	奈良屋儀兵衛		36	小袖	9つ	4.00
		2・23	庄八	奈良屋源次郎		1610	古手他	208余	7.45
8		4・12	表屋久右衛門	奈良屋源次郎		3850	古手	634	6.07
	戌	3・28	表屋久右衛門	奈良屋源次郎		460	古手	85	5.41
4	戌	3・21	表屋三右衛門	奈良屋彦兵衛		865	古手他	121余	7.14
4	戌	3・17	与兵衛	奈良屋源次郎		1500	古手	201枚	7.46

〈注〉 1. 番号とはそれぞれの文書に記されているものである。

2. 数量208余の余とは「夜着二つ」と「あら物六つ」であり、同121余の余とは「夜着二つ」のことである。

15)『姫路市史』(姫路市、1996年) 11巻上に収録の317号文書。

16)『姫路市史』(姫路市、1999年) 11巻下に収録の406号文書。

ており、即断はできない。この点については今後の課題である。

ところで史料7～9にはいずれも銀高が記されており、一見同内容の文書のようにみえる。しかし注意してみると史料7には「慥ニ受取申候」という文言と同時に古手屋という屋号をもった人物が差出人になっている。従ってこの文書は古手屋長蔵が古手を奈良屋源次郎へ販売し、その代銀の受取状とみてよからう。次の史料8・9には何れも古手の枚数を記しているが、8には「右之通御座候」という文言がある。9にはそうした文章はなく、その代わりに宛名が前述したように連名になっている。また史料8・9の冒頭にはそれぞれ「六はん」「十ばん」というように、おそらく帳簿に覚としてメモした際に付した番号と思われるような記載もある。こうした点から8・9の2通は角屋甚大夫と古手屋庄右衛門が奈良屋に対して発した古手代銀請求書の覚とみなされる。

以上によって史料7～9は奈良屋源次郎と同彦兵衛の古手仕入れに関する文書であることが判明した。この他にも同形式の文書があり、これらを整理すると第1表のようになる。これによると奈良屋権兵衛・同彦兵衛・同儀兵衛も少数ではあるが、それぞれ単独で小袖や古手類を購入しているが、大部分は奈良屋源次郎による古手購入の事例である。問題はこのような奈良屋へ古手を販売した古手屋長蔵・角屋甚大夫や古手屋庄右衛門等の性格である。第1表には庄八や与兵衛のように農民と推測できそうな人物もいるが、大部分は屋号を有している点からみて城下町商人と想定してよいであろう。念のために天保10年(1839)の「木綿仲買名前帳」¹⁷⁾をみると、その中に以下のような姫路藩城下町の古手仲買人が含まれている。すなわち本町の古手屋藤助・国府寺町の古手屋儀兵衛・天神町の古手屋七兵衛・同古手屋庄吉・上久長町の古手屋武兵衛と米田町の古手屋嘉平次がそれである。残念ながら第1表に示した人物と同名のものは見当たらない。しかしながら史料7で示した古手屋長蔵の印判の印文には「□長播姫」とあり、これは古手屋長蔵が姫路の城下町に存在したことを暗示している。これをみてもおそらく第1表の大部分は上記の人達と同様に姫路の城下町に存在した古手の仲買人であり、奈良屋権兵衛・同源次郎・同彦兵衛は

17)『姫路市史』11巻下に収録の415号文書。

彼等を通して古手を集荷していたものと考えてよかろう。第1表によれば仲買人の古手の供給価格は、品種や品質にもよるが、1枚当たり大体銀5～8匁であった。

IV おわりに

小稿で紹介した文書は、本来廃棄される筈の文書がたまたま襖に張られるこ^とによって現存している襖下張文書である。現在それを保存されている旧家と、その文書の内容との関係があまりみられない点と、その文書の一部分に六角形の襖の引手と同形の切除部分の跡がみられたことから、このように断定した。襖下張文書は、商工業・金融等に関わる私的・経営的な性格の文書が非常に多く、保存されることを期待せず、また実際に廃棄された文書であるからこそ、生々しい状況をわれわれに伝えてくれるという特質をもつと指摘されている通り¹⁸⁾、今回発見された文書の場合も例外ではない。「はじめに」で述べたように私は前に姫路の奈良屋権兵衛と出羽国大石田の二藤部家との間で展開された古手類の遠隔地取引の実態を考察したが、その際、大坂市場との関係等が不明確であった点を、今回の襖下張文書の考察を通して一部補うことができた。その細部にわたる内容は本文で述べたのでここでは繰り返さないが、新たに確認できた事実の中でとくに重要な点は、近世後期における姫路藩国産木綿問屋奈良屋が出羽国地方との古手取引を行う場合に大坂が深く関わっていたことと、奈良屋による古手集荷の実態がやや具体的になったことである。とくに前者の問題は予想はしながらも事実確認ができないままであったため、大坂の両替商での為替による代銀決済の具体例や、大坂の出羽問屋を経由した江戸廻りによる出羽国地方への古手販売ルートを確認できたことは幸いであった。前にみた姫路の奈良屋から日本海航路によって出羽国酒田へと向かう古手の流通経路に加えて、今回は大坂～江戸経由で古手が出羽国地方へ販売されていた事実を確認できたことにより、姫路のようないわば地方城下町商人の商業活動範囲の広さを再確認することができた。残された課題は奈良屋と同苗間の諸関

18) 綱野善彦『古文書返却の旅』(中公新書、1999年) 98～100ページ参照。

12

三浦俊明

係、たとえば奈良屋権兵衛と、彦兵衛あるいは源次郎との関係等を究明したうえで、さらに遠隔地取引の具体像を豊かにしていくことである。

(筆者は関西学院大学文学部教授)